心理学部白金心理学会　2015年度研究奨励事業実施要項

1. 趣旨

　在学生・卒業生を含めたすべての心理学部白金心理学会学会員の研究活動に対し、研究奨励費 (以下「研究費」)、活動奨励費（以下「活動費」）を支給することにより、研究活動の活性化を図ることを目的としている。

(1) 研究奨励費は、学部3、4年生、大学院生、卒業生を対象とし、心理学・教育学・障害科学に関わる研究についての補助を行う。目的・方法・結果・考察等の整合性の取れた研究論文の提出を求める。

(2) 活動奨励費は、学部生全員を対象とする。ここで言う「活動」とは主に「調査」、「実践」を想定しており、心理学・教育学・障害科学に関わる何らかの現象・現状の調査を行って実態を把握し、それに対しての支援や提案を行うことに対する補助を行う。活動の目的や結果が明確に示されたレポートの提出を求める。（11.補足参照）

1. 申請
2. 資格

①研究奨励費

1) 明治学院大学心理学部3、4年生、または大学院心理学研究科博士前期課程、後期課程に在籍する学生（グループでの研究の場合、共同研究者として学部1、2年生の参加も認める）。

2) 卒業生の場合は、白金心理学会年会費納入会員。

②活動奨励費

1) 明治学院大学心理学部に在籍する全学生

1. 要件

①申請者は白金心理学会大会で発表すること。②白金心理学会へ、研究費獲得者は研究論文、活動費獲得者はレポートを提出すること。③大会会場に掲示する、研究内容をまとめた掲示物を作成すること。

1. 申請書類

申請期間内に申請書類を提出すること。

※申請書類は白金心理学会ホームページ、研究奨励事業のページにある「研究・活動奨励費申込書」をダウンロードして使用すること。

1. 申請期間

　2015年4月1日(水)～5月15日(金)。　　※締め切り厳守。

1. 申請書類の提出先

申請書類は**紙媒体と電子媒体の２種類を提出する**こと。

紙媒体：白金心理学会事務局(白金校舎心理学部共同研究室)

電子媒体：[shinro@psy.meijigakuin.ac.jp](mailto:shinro@psy.meijigakuin.ac.jp)

(件名を　｢　奨励費申請　(代表者名)　｣　にして送信すること)。

1. 研究について
   1. グループでの研究か個人での研究かは問わない。また、研究者の人数の変更は可能である。なお、共同研究者についても白金心理学会年会費納入会員であること。
   2. 現任の心理学部専任教員の推薦を得ること。卒業生において、推薦教員を得ることが難しい場合、事務局にメールで連絡、相談すること。
   3. 研究期間は本年度の白金心理学会大会(2015年6月14日)から2016年5月31日までとする。
2. 選考
3. 選考は、本学学部教員の書類選考とする。
4. 研究費受給決定者は、白金心理学会第8回大会(2015年6月14日)で研究計画についての発表(7分程度)を行うものとする。

活動費受給決定者は、同大会において、活動計画についての発表（5分程度）を行うものとする。

1. 選考結果の通知時期

　　　書類審査：2015年5月18日(月) 以降に、掲示及びメールにて通知。

1. 奨励費について

(1) 研究費は、1件につき50,000円を支給する(最大2件)。

　　(2) 活動費は、1件につき20,000円を支給する（最大3件）

※当該年度の奨励費予算の範囲内で支給件数が変動する

1. 使途について

(1)　奨励費御使途について　下記の費目に適するものとする。

* 図書費　・郵送費　・ソフト経費　・実験器材費　・賃借料　・印刷費　・消耗品費
* 学会費；大会参加費・宿泊費・交通費を対象とする。ただし、懇親会費は対象外とする。

交通費は、新幹線及び飛行機は領収書を提出し、その他の電車・バス等は料金及び経路を報告する。学会年会費は対象外とする。

* 調査協力費；ただし、研究メンバーへの支払いは対象外とする。

(2)　領収書の扱いについて

* 領収書のないものは支払いの対象とならない。
* 領収書の宛名は「明治学院大学心理学部白金心理学会」とする。
* 図書購入の際は、書名及び出版社名も領収書に記載のこと。

領収書に記載できない場合は、本の表紙のコピーまたは、納品書などタイトルと金額がわかるものを添付する

* 1万円以上の物品を購入した場合、領収書と共に現物の写真を添えて提出する。
* 量販店での物品購入の際、ポイントがつく場合は、購入金額とポイントが記載された領収書を提

出する。また、ポイント獲得分は対象外とする。

* 領収書は、使途報告書の記載と同じ順番で番号も記載し、別紙に貼付して提出すること。

(3) 使用期間

研究期間内の使用に限る。

1. 報告

(1) 奨励費を受ける者は、白金心理学会に報告をしなければならない。報告は中間報告と成果発表、論文(研究費)又はレポート（活動費）提出の3回となる。

①中間報告：2015年12月4日(金)　メールに添付し、提出すること。

②成果発表：2016年度白金心理学会第9回大会(2016年6月頃)での発表。

③論文・レポート提出：2016年度白金心理学会第9回大会発表後(2016年6月30日)。

(2) 会計報告：使途報告書（ホームページよりダウンロード可）に領収書を添えて提出し、余剰金は返却すること。(2016年5月31日までの使用とし、使途報告書は、論文提出時に一緒に提出すること)

※論文は卒業論文と同じ形式とし、字数は8,000字以上とする。詳細については、配布資料「研究奨励論文書式について」を参照。（ホームページに掲載）

※活動レポートは、白金心理学会ホームページより「活動奨励費レポート書式」をダウンロードし、使用すること。

1. 資格取り消し

　　次のいずれかに該当する場合、奨励費を受ける資格を取り消す。その場合、奨励費全額の返還を求めることがある。

* 1. 退学または休学したとき。
  2. 中間報告、研究論文またはレポートが提出されないとき。
  3. 白金心理学会大会での発表がなされないとき。

10. 学会発表

本学会以外の学術大会で発表、あるいは論文を作成し提出する場合には、研究奨励事業の助成を受けたことを記載すること。

11. 連絡について

・全ての通知、連絡はメールにて行う。

・何らかの変更が生じた場合、すみやかに白金心理学会事務局（shinro@psy.meijigakuin.ac.jp）まで連絡すること。

11．補足

(1) 活動奨励費について

具体的には、以下のような活動が考えられる。

|  |  |
| --- | --- |
| ・読み聞かせの印象評定  ・よく跳ぶボールの投げ方・蹴り方の研究  ・就職活動における不安との付き合い方 ・採用試験で望まれる態度の調査 ・すぐにできるリラクゼーション法の提案 ・見えない障害に対する偏見調査 ・喫煙者・非喫煙者への支援 ・明学の非バリアフリー箇所の調査  ・車イス利用者の行動範囲拡大支援 | ・就職活動における不適応に関する文献調査  ・新社会人に向けた、職場でのあらゆる場面におけるうつ病に関する知識啓蒙  ・見えない障害者バッジの作成  ・直ぐにできるリラクゼーション法を解説した卓上広告の作成  ・明学デジタルサイネージを利用した学生相談センターの紹介 |

また、支援や提案の例として、以下のような活動も認める。  
　・まとめる活動→レポートへまとめる→パンフレットなどを作成する  
　・発信する活動→例えばwebで発信する、DVDビデオなどを作成する  
　・アイディアを創造する活動→便利なwebサイトの制作、アプリ開発